

2022年7月29日

各位

## ポジティブインパクトファイナンスの取扱いを開始！

～お客さまのESG・SDGs経営の高度化をサポート～

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、お客さまのESG・SDGs経営の高度化を支援するため、ポジティブインパクトファイナンスの取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

ポジティブインパクトファイナンスとは、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与える影響を当行が包括的に分析・評価し、ポジティブな影響の増大とネガティブな影響の低減に向けた取組みを支援するものです。当行は、国際環境計画・金融イニシアティブ(UNEP F I) <sup>※1</sup>が制定したポジティブインパクト金融原則(P I F原則)<sup>※2</sup>に基づき、お客さまのESG・SDGsに関する取組みや本業との関連性等を分析し、評価を行います。

なお、当行ではポジティブインパクトファイナンスの実施体制について、P I F原則に適合していることを株式会社格付投資情報センター(R&I)からセカンドオピニオンを取得いたしました。

昨今の「2050年カーボンニュートラル」、「脱炭素社会の実現を目指す」という動きを受け、社会的にSDGs・ESGへの取組みに対する関心が高まっており、多くのお客さまがSDGs・ESG経営に取り組んでいます。当行は本商品を通じてお客さまのESG・SDGs経営の高度化を支援し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

※1：国連環境計画の資源・市場部門のグループの1つ(拠点：スイスジュネーブ)。

※2：SDGsの達成に向け、金融機関が積極的な投融資を行うための原則として、2017年に策定。

記

### ○取扱開始日

2022年7月29日（金）

### ○ポジティブインパクトファイナンス

概要	持続可能な開発の3つの側面(経済、環境、社会)のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され、緩和され、かつ少なくとも1つの面でプラスの貢献をもたらすようなお客さまの企業活動やプロジェクトを促進するファイナンス。
資金使途	設備資金・運転資金
融資金額/利率	当行所定の条件になります
手数料率	当行所定の料率に加えて外部評価機関の評価手数料が必要となります
外部評価	当行が評価書を作成し、当行所定の機関による第三者意見書を取得します

以上

【本件に関するお問い合わせ】 伊予銀行法人コンサルティング部（担当：寺尾） TEL (089) 907-1062

## 株式会社伊予銀行

2022年7月29日

## ポジティブインパクトファイナンス実施体制

ESG 評価本部

担当アナリスト：石渡 明

格付投資情報センター（R&I）は伊予銀行のポジティブインパクトファイナンス実施体制について、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が制定したポジティブインパクト金融原則（PIF 原則）に適合していることを確認した。R&I は伊予銀行が提供した情報と R&I が実施した手続きの範囲において、実施要領に示される業務プロセスは PIF 原則に準拠してデザインされ融資案件に適用されることを確認している。

## 1. 評価対象

### (1) 経営戦略におけるサステナビリティ

伊予銀行は愛媛県のトップ地銀。愛媛県以外の瀬戸内圏にも広範に店舗を展開し、強固な営業基盤を持つ。とりわけ、地元の海運関連業を対象にした融資（船舶金融）に強みがある。明治 11 年の創業以来、地域社会や顧客の課題に正面から向き合い、多様な製造品を産出する愛媛県を中心に瀬戸内圏域に根差しで発展してきた。こうした姿勢は企業理念「潤いと活力ある地域の明日を創る（存在意義＝ミッション）、最適のサービスで信頼に応える（経営姿勢）、感謝の心でベストをつくす（行動規範）」に表され、30 年以上に渡り受け継がれている。

2021 年度からの新中期経営計画の策定と同時に、10 年程度先を見通した長期ビジョン「新たな価値を創造・提供し続ける企業グループ」を新たに設定した。人口減少・高齢化といった本邦が対峙する課題の深まりや新型コロナを機とした価値観の変化、デジタル化の潮流加速などの環境変化を背景とした顧客課題を企業グループ全体で支援していく。企業理念の体現において優先する原則の 1 つに地域社会の持続可能性の向上に貢献することを挙げ、ESG/SDGs の観点を採り入れている。これまでの CSR の考え方や環境方針に「いよぎん SDGs 宣言」や環境・社会に負の影響を助長する可能性が高いセクターに対する投融資方針などを加えて、サステナビリティに関する基本の方針・宣言として公表している。2021 年 2 月には TCFD 提言へ賛同を表明し、組織を横断して脱炭素化に向けて取り組む体制を整備し、CO2 排出量の削減目標・実績やサステナブルファイナンス目標設定などの気候変動に関する情報開示を積極的に進めている。

SDGs の達成に貢献できる情報サービスとして、顧客の SDGs への取り組み状況を評価してレポートにまとめるなどのサービスを提供している。金融サービスでは顧客の ESG・SDGs 経営をサポートできるファイナンススキームとしてグリーンローンやサステナビリティリンクローンなどを展開している。こうした金融・情報サービスを発展させて、資金調達を通じて顧客の SDGs 経営の実現を継続的に支援するポジティブインパクトファイナンスの実施体制を構築する。

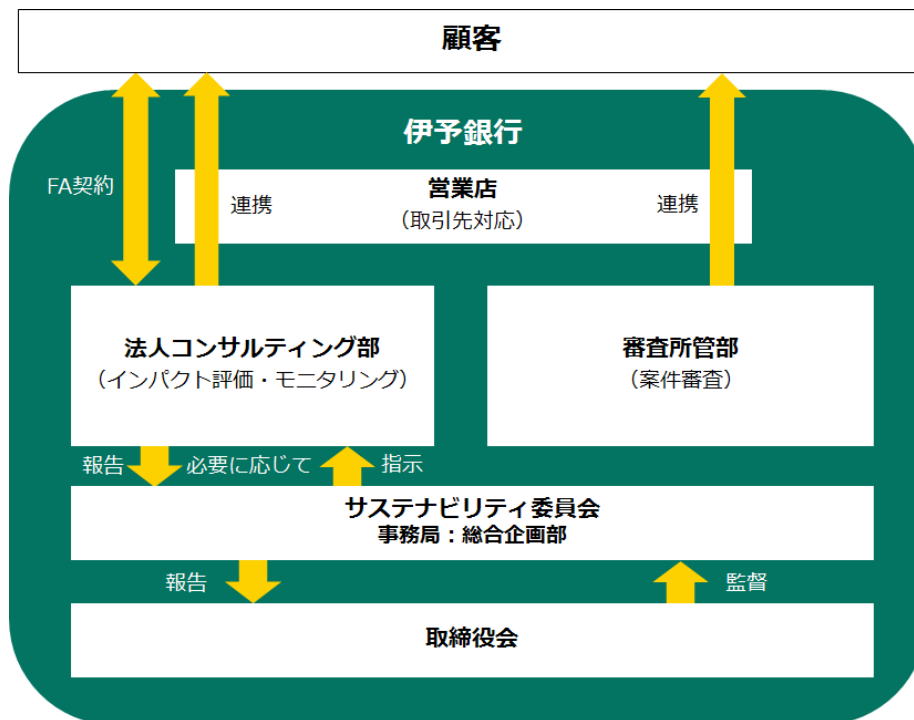
### (2) インパクトファイナンスの業務管理体制

頭取を委員長とするサステナビリティ委員会が伊予銀行グループの事業活動および社会貢献活動の両面からサステナビリティ向上に関して重要な事項を横断的に協議する。同委員会の指示の下、関連部署が具体的な取り組みを実施して必要に応じて報告する。取締役会は同委員会を監督し協議内容等について報告を受ける。

PIF の実施体制は次頁図の通りである。インパクト評価とモニタリングは審査所管部とは別のラインである法人コンサルティング部がフィナンシャル・アレンジメント（FA）契約に基づき、営業店と連携して実施し、インパクト評価の結果を評価書にまとめて顧客に提供する。PIF 実行後の年次モニタリングにおいては同部が営業店と連携して顧客から KPI 達成状況に関する資料を取得して、進捗や次年度以降の方針について顧客と協議する。融資商品としての PIF の品質管理は法人コンサルティング部が担い、実

施体制についての外部評価を年に1回取得する。

#### ■実務体制図



[出所：伊予銀行]

### (3)業務プロセス

#### ① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち、事業性評価の知見を生かして顧客の全体像を把握する。その際、環境・社会面に配慮した取り組みや推進体制等についてもヒアリングし、顧客の経営戦略におけるサステナビリティの位置づけを確認する。顧客の全体像に基づき、バリューチェーンの各段階におけるSDGs諸課題へのプラス・マイナスの影響を洗い出し、顧客の事業活動が及ぼすインパクトを特定する。

特定したインパクトについて国際目線との整合性を確認するため、UNEP FIが提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いる。具体的には、「インパクトレーダー」が示す持続可能な開発の3つの側面（社会・環境・経済）を網羅する22のインパクトカテゴリ（次頁図参照）と国際標準分類（ISIC）等の業種の対応関係を調べ、顧客がインパクトを与えるカテゴリ（プラス/マイナス）、その度合い（大/小）、影響の内容を確認する。

顧客が活動する社会の要請を加味するため、バリューチェーン上のステークホルダーが属する国・地域におけるインパクトニーズを調べる。持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が「持続可能なレポート」内で公表する各国のSDGダッシュボード（次頁図参照）でインパクトニーズを確認する。顧客の活動が主に特定の地域を対象とする場合は、自治体が策定する各種計画等についても確認し、ニーズ分析を行う。

■ インパクトレーダー



[出所：UNEP FI]

■ SDG ダッシュボード



[出所：SDSN]

② インパクトの評価

特定したインパクト領域において顧客の取り組みを促進し進捗状況をモニタリングするための KPI（重要業績評価指標）と目標値を設定する。目標水準は、顧客のこれまでの SDGs に関する取り組み状況のほか、社会的に求められるレベルや追加性等を踏まえ、適切で意欲的になるよう設定する。

インパクト分析結果を顧客に共有し、インパクト領域や KPI、目標値の設定過程において認識をすり合わせる。「ポジティブインパクトの創出」と「ネガティブインパクトの低減」に資する KPI について協議し、可能な限り定量的な KPI の設定を検討する。

最終的に伊予銀行のサステナビリティに関する基本の方針・宣言と照らし、インパクト領域と KPI を決定する。

③ モニタリング

KPI の実績を確認するため少なくとも年に 1 回顧客との面談の場を設け、達成状況をモニタリングする。達成・未達の要因を分析し、必要に応じて KPI の見直しを検討する。顧客の進捗を踏まえ、目標達成に向けた具体的取り組みを検討し、継続的に支援する。

2. 適合性の評価

伊予銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスを文書化（非公開）している。R&I は伊予銀行が提供した文書とそれに関連する情報、同行のウェブサイト等を閲覧し担当者への質問を実施した。また業務プロセスに関して融資案件への適用を観察し担当者への質問を実施した。R&I はこれらの情報と手続きの範囲において、文書に示される業務プロセスが PIF 原則の 4 つの事項それぞれについて準拠してデザインされ適用されることを確認した。PIF 原則に関しては UNEP FI が公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

<p><b>原則 1 定義</b></p> <p>ポジティブインパクト金融はポジティブインパクト・ビジネスのための金融である。</p> <p>持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの 1 つの面でプラスの貢献をもたらすこと。</p> <p>ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の 1 つとなる。</p>
---

- インパクトの特定にはインパクトレーダーを活用する。インパクトレーダーは、持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策（holistic approach）が有効であるとするポジティブインパクトファイナンスの考え方に基づき開発されたツールである。伊予銀行はバリューチェーン分析の結果をインパクトレーダーと突合し、顧客の事業活動がもたらすプラス・マイナスの影響を全体的に把握する。この分析に基づいてSDGs達成に向けた目標設定を行うプロセスをとっており、PIFの定義に合った業務内容となっている。
- PIFの実行に際してポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの低減に資するKPIの設定について顧客と協議し、達成に向けた具体的な取り組みを検討した上でインパクト評価を決定する運営となっている。

## 原則2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、資金提供者（銀行、投資家など）が投融资対象となる事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトの特定には、上述の通り UNEP FI が提供する「インパクトマッピング」「インパクトレーダー」を活用し、国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズは SDG ダッシュボード等のツールを活用して的確に把握する。
- 伊予銀行のサステナビリティに関する基本の方針・宣言と合致するインパクトを特定した上で KPI と目標値を設定し、達成状況をモニタリングするプロセスがある（原則4参照）。
- インパクト分析と統合的な ESG リスク管理は確立していないが、TCFD 提言に基づき気候変動に関する対応方針を開示し、シナリオを特定して移行リスクと物理的リスクに関する取り組みの検討を開始している。気候変動リスクが自行の事業活動・財務内容等に与える影響を把握・分析するとともに、統合的リスク管理の枠組みにおける管理態勢の構築を検討している。
- インパクト分析は法人コンサルティング部が実施する。顧客の SDGs への取り組み状況の評価やサステナビリティリンクローンなどの組成経験を有する人員を配置し、その知見を生かして顧客の包括的なインパクト分析を行う。部内で営業方面別の担当者が分析過程や評価結果を共有・協議することによりノウハウを蓄積し、PIFの業務運営体制を強化していく。
- 法人コンサルティング部はインパクト分析の詳細な業務プロセスを示した手順書を策定し、分析ツールの活用方法や評価上の留意点を明文化することで業務の一貫性を確保する。営業店と連携した案件推進により、行内での知見の共有を促進するとともに多様な顧客ニーズに触れることで商品としての品質向上を図る。
- 融資業務全体としては、営業店、法人コンサルティング部、審査所管部、総合企画部との連携により、既存業務の枠組みの中で PIF を効率的に運用する。インパクト評価の決裁は案件審査と切り離されており、インパクト評価の判断に関して他の業務からの影響が及びにくい。
- PIFの実施体制について年に1回外部評価を受け、実行時のインパクト評価、モニタリングの実施状況が適切であること等について確認し、必要に応じて内容を更新する。

## 原則3 透明性

ポジティブインパクト金融の資金提供者（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体において意図したポジティブインパクトについて（原則1に関連）
  - 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて（原則2に関連）
  - 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて（原則4に関連）。
- 伊予銀行はインパクト分析の結果を評価書として顧客に提供するとともに、顧客が合意できる範囲において評価書の内容を公表する。評価の実施状況については独立した評価機関によるレビューを受け、その結果を PIF の実施概要とともに公表する。

- PIFの体制と業務プロセスに関してはR&Iが独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
- インパクトの達成状況を把握できるようKPIについては定量目標の設定に努める。伊予銀行は顧客に対し可能な限りKPIの開示を求めている。

#### 原則4 評価

資金提供者（銀行、投資家など）が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- 伊予銀行はインパクト領域毎に設定したKPIの達成状況を共有すべく顧客との面談を少なくとも年に1回実施する。実績を踏まえ必要に応じて目標の変更を検討するとともに、目標達成に必要なノウハウの提供やビジネスマッチングの提案等を通じて顧客のインパクト実現を支援する。
- 地域金融の事業特性や伊予銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的に顧客の事業変化を支援するような融資が多くなることが想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測ることは難しい。伊予銀行はインパクトを決定する際に、顧客の事業活動が地域社会に貢献する内容について考慮するフローを手順書に明示することで、可能な限り追加性を意識できる業務プロセスをとる。

以上

#### 【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

#### 【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。